

改正製品安全4法が令和7年12月25日に施行されます

インターネット取引の拡大に伴う、玩具等の子供用製品に対する事故の未然防止や海外から直接国内の消費者へ販売される製品の安全性の確保を目的に、

1. 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応

2. インターネット取引の拡大への対応

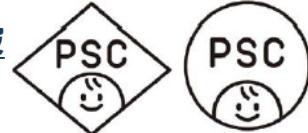
を改正内容とする製品安全4法が本年12月25日に施行されます。

製品安全4法：

消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

1. 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応

(1) 子供用の製品に係る規制の枠組み（子供用特定製品）を創設



- 子供用特定製品に乳幼児用玩具（3歳未満向け）と乳幼児用ベッドを指定。
- 製造・輸入事業者に対して事業届出の提出及び国が定める技術基準への適合と対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を義務付け。
- 乳幼児用玩具を施行日以降に国内製造・輸入される場合、子供PSCマークや警告表示がある製品のみ販売可能。（施行日前に国内製造・輸入された製品は、子供PSCマーク等の表示がなくても販売可能）
- これまでPSCマークが表示されていた乳幼児用ベッドは、子供PSCマークへの貼り替えが必要。子供PSCマークの表示がない製品は令和9年3月25日以降は販売不可。

(2) 子供用特定製品における中古品特例

- 子供用特定製品の中古品でパッケージがないため対象年齢等の必要な表示が確認できないものについて、消費者への注意喚起、破損・劣化の点検等を条件に販売を可能とする特例を消安法改正により措置。

2. インターネット取引の拡大への対応

(1) 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任等）

海外事業者が国内消費者に直接販売を行う場合、製品の安全性確保及び迅速な対応を図る観点から、届出、技術基準への適合、国内管理人の選任等を義務づけ。

(2) 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

消費者に危険が及ぶおそれがある製品で、出品者によるリコール等が期待できない場合、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該製品の出品削除を要請できる制度を創設。

(3) 届出事項の公表制度の創設

届出事業者や国内管理人の氏名等を公表する制度を創設。

(4) 法令等違反行為者の公表制度の創設

消費者による適切な製品選択を可能とする環境整備を目的に、国が法令等違反行為者の氏名等の情報を公表する制度を創設。

改正製品安全4法の
詳細はこちらから



製品安全ガイド